

# 奈良県の特別支援教育の方向性

— 「奈良県の特別支援教育検討委員会」 審議のまとめ —

平成22年11月

奈良県の特別支援教育検討委員会

# 目 次

はじめに	1
I 現状認識	2
II 本県の今後の特別支援教育の方向性	3
1 地域の小・中学校等における特別支援教育の充実	4
2 特別支援学校の役割と位置付けの明確化	7
III 特別支援学校の在り方	9
1 複数の障害種に対応（複数の障害種を併置）した学校	9
2 通学区域の見直しを図ること	10
3 分校・分教室を設置すること	11
4 その他の諸課題	12
IV 関係機関（保健、医療、福祉及び労働等）との一層緊密な連携	14
1 自立と社会参加（就労）に向けた支援	14
2 訪問教育、医療的ケアにおける医療、保健機関等との連携	15
3 福祉等との連携	15
V 就学指導の在り方	16
1 就学指導における現状と課題	16
2 「就学指導のガイドライン」の策定に向けて	17

○資料編

## はじめに

平成19年4月、国において、特別支援教育が制度化され、従来の障害児教育が対象としてきた障害だけではなく、LDやADHD等の発達障害も対象となりました。また、特別支援教育は、全ての学校、全ての学級で推進されるべきものとされ、通常の教育の中で一定の成果は上げてきたように思います。しかし、教育的ニーズが益々多様化する中で、特別支援学校や特別支援学級の在籍者数が増え続けるという事態が起きています。

奈良県においても同様の傾向があり、平成17年度から実施された「障害児教育諸学校の適正化計画」で2校の知的障害養護学校が新設されましたが、更なる対応が喫緊の課題となっています。このような状況を受け、平成22年5月に「奈良県の特別支援教育検討委員会」が新たに設置され、私どもが委員に委嘱・任命されました。

本検討委員会では、特別支援教育の適正な推進を図るために、本県における今後の特別支援教育の方向性について検討することを目的として、「就学指導の在り方」と「特別支援学校の在り方」について検討する2つの専門部会を設けました。各専門部会では臨時委員にも加わっていただき、さらに計17名の方々からのヒアリングも行いました。そこでの議論をもとに全体委員会で検討を重ね、提言させていただくことになりました。

現在、国においては、インクルーシブ教育の理念を踏まえた特別支援教育の在り方についての議論がなされています。医学の分野においても、発達障害等の診断基準の改訂作業が進められており、広汎性発達障害あるいはアスペルガー症候群といった診断名で障害を区別していた考え方を見直し、「自閉症スペクトラム（連続体）」の“傾向の強弱”の差で捉えるという概念の転換が行われようとしています。つまり、障害と健常を区別するのではなく、障害のある状態をあくまでも健常の連続体の中での傾向が強い状態として捉えていく方向であり、医学の分野もまさにインクルーシブ教育への流れと軌を一にしています。

こうした社会の流れを踏まえながら、全ての子どもが共に生きる「共生社会」を築くことを念頭に、ここにその内容を整理し、報告します。

末筆ながら、副委員長としてご助言をいただきました、奈良教育大学 河合淳伍特任教授をはじめ、検討委員会各委員及び専門部会各委員の皆様、そしてヒアリングにご協力をいただきました多くの方々に心よりお礼申し上げます。

平成22年11月

奈良県の特別支援教育検討委員会  
委員長 飯田 順三

## I 現状認識

特別支援教育は、教育基本法及び学校教育法等の一部改正により制度化され、障害のある幼児児童生徒を対象として、学習上又は生活上の困難を改善・克服し自立を図るため、適切な指導及び必要な支援を行うものとして取り組まれてきた。この教育は、一人一人の教育的ニーズに基づき、支援を必要とする子どもが在籍する全ての学校、全ての学級において実施されるものであり、決して、特別な場における特別な教育を指すものではない。

しかし、現実には、指導と支援を特別な教育の場に求める傾向が高まり、全国的に、特別支援学校や小・中学校の特別支援学級においてその在籍者数が増え続けている。本県においても同様の状況が認められ、過去5年間でこれらの在籍者数が、1.4倍（993名増）に増加しており、この増加傾向は今後数年にわたり、続くものと予想される。

子ども全体の数が減少する中で、このような増加傾向が生じている要因については、国においても明解な分析はないが、特別支援学校や特別支援学級に対する保護者の理解の深まりとともに、障害の多様化や重度・重複化に伴う本人・保護者のニーズの多様化等が、理由として挙げられている。

その一方で、地域の学校における特別支援教育の専門性の向上をはじめとする、教育環境の整備が図られるのであれば、我が子を地元の子どもたちと共に、地域の学校に通学させたい、という保護者の願いがある。

地域で育てたいという保護者の願いを実現するために、通常の学級における特別支援教育の在り方を含めた特別支援教育全体を再点検するとともに、就学指導の在り方についても評価・改善をする必要がある。

なお、国においては、平成22年1月に「障がい者制度改革推進会議」が開催され、「障害者の権利に関する条約」（仮称）（以下「障害者権利条約」という。）の早期締結に向けて、集中的な議論が進められており、文部科学省においても「中央教育審議会初等中等教育分科会特別支援教育の在り方に関する特別委員会」で教育分野の論点整理が進められている。

特に、インクルーシブ教育の在り方については、現在、様々な解釈が混在しており、国の議論の動向を十分注視する必要があるが、本検討委員会でも、インクルーシブ教育を議論の土台とすべきであると考えた。

以上のような現状認識を基に、特別支援教育を一層適正に推進するために、本県における特別支援教育の方向性について検討することとした。

## Ⅱ 本県の今後の特別支援教育の方向性

国の「障がい者制度改革推進会議」でまとめられた、「障害者制度改革の推進のための基本的な方向（第一次意見）」（以下「第一次意見」という。）において、「障害の有無にかかわらず、全ての子どもは地域の小・中学校に就学し、かつ通常の学級に在籍することを原則とし、本人・保護者が望む場合、（中略）特別支援学校に就学し、又は特別支援学級に在籍することができる制度へと改める。」ということが示された。

また、平成22年6月29日に、第一次意見を最大限尊重し、次のことについて検討する旨の閣議決定がなされた。

- ・ 「障害のある子どもが障害のない子どもと共に教育を受けるという障害者権利条約のインクルーシブ教育システム構築の理念を踏まえ、体制面、財政面も含めた教育制度の在り方について」
- ・ 「手話・点字等による教育、発達障害、知的障害等の子どもの特性に応じた教育を実現するため、（中略）教員等の確保や、教員の専門性向上のための具体的方策の検討の在り方について」

このように、国はインクルーシブ教育への模索を始めているが、本検討委員会では、インクルーシブ教育を「地域に根ざした教育」と捉えている。子どもは、もとより生まれ育ったそれぞれの地域ではぐくまれ、成長していくことがごく当たり前のことであると捉えているからである。こうしたことから、本県における今後の特別支援教育のあるべき方向性は、「地域に根ざした教育」をキーワードとして一層推進されるべきであると考えた。

ただし、「地域に根ざした教育」とは、子どもの特性や状態に配慮した教育を地域の幼稚園、小・中学校及び高等学校等（以下「小・中学校等」という。）だけで、全て行うということを意味するのではなく、専門的な教育の場で、一人一人の教育的ニーズに応じた指導と支援も同時に重視されることを意味している。したがって、地域の小・中学校等と特別支援学校がそれぞれの果たすべき役割と位置付けを明確にしておく必要があり、次の2つの視点で、本県の今後の特別支援教育の方向性を探るべきと考えた。

- ・ 地域の小・中学校等における特別支援教育の充実
- ・ 特別支援学校の役割とその位置付けの明確化

ただし、インクルーシブ教育の具体的な解釈について、今後、奈良県としての見解を形成し確立していくためには、国の動向を注視しながら、更に十分議論していく必要がある。

## 1 地域の小・中学校等における特別支援教育の充実

特別支援教育を“特別”なものではなく、地域に根ざした“当たり前の教育”として一層充実させるためには、まず、地域の小・中学校等において質の高い特別支援教育を提供することが必須要件となる。

特に、通常の学級における取組を充実させることと、特別支援学級の機能充実及び通級による指導の拡充は欠くことができない。

以下に、そのあるべき方向性を詳述する。特に、様々な角度からソフト面及びハード面における条件整備を行う必要があるが、国の動向を踏まえつつ、制度的・財政的な問題も含め、段階的に取組を進めることを強く期待する。

なお、これらのアプローチは、“特別支援教育”の領域にとどまらず、小・中学校等における教育活動全体の充実につながるとともに、共生社会の基礎を形成するものであると確信している。

### (1) 通常の学級における特別支援教育の充実

小・中学校等では、発達障害を含む子どもの障害の実態が多様化するにつれて、特別な支援を必要とする子どもが増えてきている。特に、一学級に複数在籍している場合など、学級担任だけでは対応しきれないケースも出てきており、子どもも教員も疲弊している事例が見受けられる。

一方、特別支援学級担任が校内支援の一翼を担い効果を上げている事例もある。特別支援学級の子どもが交流及び共同学習として通常の学級において活動する際、特別支援学級担任が当該の子どもだけでなく、通常の学級に在籍する支援を必要とする子どもの指導にも当たっている例である。また、通級による指導の担当教員や特別支援教育巡回アドバイザー等の校内外の重層的な協力を得て、学校全体がひとつのチームとして対応している好事例もある。

いずれにせよ、管理職や特別支援教育コーディネーターのリーダーシップに依るところが大きく、これらのキーパーソンの資質の向上を一層図るとともに、校内の支援体制を機能させ、通常の学級担任をサポートする体制づくりが必要である。

と同時に、通常の学級担任自身の専門性・指導力の向上が求められることは言うまでもない。ただし、ここでいう専門性は、特別支援教育に特化したものだけを指すのではなく、教員の資質とでもいうべき、全般的な専門性を指している。つまり、通常の学級担任が従前から積み上げ培ってきた教科指導や生徒指導・教育相談のノウハウであり、それを特別支援教育に応用・活用していく視点である。

なお、特別支援教育コーディネーターの専門性を維持・向上させるために、例えば、数年間その役割を継続させたり、複数指名したりすることも考えられる。また、学校

の実情によっては、専任化することも必要になるのかもしれない。

## (2) 特別支援学級の機能充実及び通級による指導の拡充

特別支援学級及び通級による指導は、それらが設置されている小・中学校及びその地域の学校への支援を行う特別支援教育の拠点として、重要な役割を担っており、担当する教員には、より高い専門性が求められる。

通級による指導は、特別支援学校と同様、これまでから地域のセンター的な役割を担っており、今後も、その拡充が益々求められる。

特別支援学級の運営状況をみると、特別支援学級に在籍しながら、通常の学級に通級しているような例が多くみられる。このような事例では、お互いの理解啓発が進むなど、有効であるとする報告がある一方、特別支援学級に在籍する児童生徒の個の伸長という点では教育的ニーズに応え切れていない例もある。また、教員の専門性が不足していたりすることにより、保護者の信頼を得られていない事例も散見され、特別支援学級として十分に機能しているとは言い難い一面がある。

しかしながら、多くの人的資源を投入している現状から、特別支援学級においては、学級としての一層の機能充実を願うほかなく、担当教員の専門性の維持・向上のために、養成・研修及び採用と配置におけるより積極的な施策が望まれる。例えば、「異動は最大の研修」といわれることからすれば、人事交流を盛んにすることも有効な手立てと言えよう。特に、本年度から実施された小・中学校と特別支援学校の教員間の交換人事交流は、異なる校種で勤務しながら日常的体験的に「特別支援教育」を研修すること（OJT：On-the-Job Training 業務実地教育）となるため、一定期間後、元の勤務校に戻る際には、双方の学校における指導に好影響を及ぼすものと大いに期待できる。

今後も、また、特別支援学級の機能として、「特別支援学級の弾力的運用」が求められている。これは、通常の学級に在籍する障害のある子どもが特別支援学級に柔軟に通級できるように配慮し、子ども一人一人の実態に応じたより丁寧な指導・支援を行うものである。ただし、これを有効に機能させるには、益々、教員の専門性が求められるとともに、学校経営全体のシステム化も必要となる。特に、教員の専門性の差が、学校間や地域間の差を生まないような制度設計が必要である。

なお、こうした通常の学級と特別支援学級における相互支援の取組は、副次的な学籍の制度、さらには国の言う「特別支援教室構想」に向けての漸進的な取組でもあり、教育活動全体の充実につながるものとする。

### (3) 副次的な学籍の制度の導入

多くの保護者は、地域で子どもを育てたいと願いながら、様々な理由から特別支援学校を選択している。その理由のひとつに、特別支援学校の専門性が挙げられていることから、これを地元の学校でも受けられるようにできれば、より「地域に根ざした教育」の実現に近づく。そのための方策のひとつとして、支援籍・副籍等の副次的な学籍の制度の導入をより積極的に検討すべきである。

現在、通常の学級と特別支援学級における交流や特別支援学校における居住地交流の実態をみれば、既に、双方の学びの場の利点を生かすという副次的な学籍の制度の素地はできているといえる。

現行の制度上、いずれかの学校や学級に学籍をおくことになるが、双方が、一人の子どもをより身近な存在として積極的に教育することをシステム化しようとするこの試みは、今後の特別支援教育に幅と厚みを持たせることになると期待できる。子どもだけでなく教員や保護者も含めた学びの機会の拡大は、教育的意義が大きく、本人・保護者の意向を大切にしながらも、学校や教育委員会の積極的な指導性が発揮されるべきである。

### (4) 実績を踏まえたソフト面の整備・充実

小・中学校等における特別支援教育を更に推進するには、建物のバリアフリー化を進めるなど、新たな施設設備の整備が必要なことは自明である。しかし、それと同様にあるいはそれ以上に、教育の営みとしてソフト面の充実が求められる。

そのための基本ツールとなる「個別の指導計画」、「個別の教育支援計画」については、特別支援学校では作成・活用が義務化され、小・中学校等においても作成されてきている。また、就学指導においても、「個別の教育支援計画」の作成・活用が示されていることから、今後、より一層、これらの計画の作成・活用を進めるべきである。

また、現在、各市町村においては、特別支援教育支援員等の配置を進めたり、地域の方々や学生等がボランティアとして、様々な学校教育活動に協力願っている事例がある。各学校の支援体制を充実・強化させるために、教員だけで行うのではなく、こうした地域の様々な人的資源の活用が一層推進されるべきである。人選に当たっては、一定の資質・要件は満たされることが望ましいが、あくまで教員との協働関係の中で支援・指導補助を行うことを前提とすれば、幅広く補完的な「専門性」を求めるとよいのではないかと考える。

「地域に根ざした教育」とは、学校だけでなく、地域社会の大人全員で子どもを育てることであり、こうした学校支援を制度として確立させていくことが、きめの細かい特別支援教育を定着させることになる。



## (5) 高等学校等における進路指導の充実

高等学校等は、学力検査に合格した者が入学しているため、学力面で一定水準を有する集団として捉えられることが一般的で、読み書きなど特定の領域だけに困難さを示すような発達障害等への気付きは極めて弱いといえる。特に、対人関係等において課題を抱える生徒であっても、学力面で問題がなければ、障害の可能性を探る視点に欠けてしまうこともある。さらに、高等学校等の特色化や教育的ニーズの多様化の中で、昨今は、知的障害の状態を示す生徒が高等学校に在籍するようになってきている。

高等学校等における特別支援教育は学校教育法で示されているが、上述の実情を踏まえ、より一層適切な指導及び必要な支援を行うため、特別支援教育の視点をもった教育内容及び指導方法の研究が急務であり、早急に充実させる必要がある。必要に応じて中学校とも連携して「個別の指導計画」を作成・活用し、個々の障害の状態に応じたきめ細かい指導・支援を行うことが必要である。

特に、進路指導については、卒業後、生徒自身が自己実現を果たすことができるよう、様々な観点をもって行うことが肝要である。なかでも、就労支援に当たっては、特別支援学校の助言・援助を積極的に活用し、就労体験活動を取り入れるなど具体的な取組の充実を図る必要がある。

## 2 特別支援学校の役割と位置付けの明確化

「地域に根ざした教育」を推進するために、特別支援学校は、特別支援教育の専門性を有し先導的な役割を担う教育機関として不可欠である。今一度、特別支援学校の意義を次の二点に整理しておく。

### (1) 特別な支援を必要とする子どものための特別支援学校

これまで果たしてきた特別支援学校の実績、授業の専門性と充実した施設設備及び諸外国でも特別支援学校を設置していることから、特別支援学校は、専門の教育機関として重要であり、不可欠である。とりわけ、特別な環境設定を必要とする子どもにとっては、特別支援学校は必要であり、今後も、子どものニーズに応じる選択肢のひとつとして位置付けられるべきと考える。

### (2) 地域支援のセンターとしての特別支援学校

地域における特別支援教育を充実させるためには、特別支援学校が、特別支援教育のセンターとして積極的にその専門性を発揮し、地域の小・中学校等を支援していくことが欠かせない。仮に、特別支援学校に在籍する幼児児童生徒数が減少したとしても、専門教育を担う拠点としての役割は消えるものではないと考える。

## [特別支援学校に関する具体的な提言]

- ・ 特別支援学校が地域に根ざすために、将来的には複数の障害種に対応（複数の障害種を併置）する学校になることが必要である。
- ・ 複数の障害種の併置に伴い、通学区域の見直しが必要である。このことは、知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校（以下「知的障害特別支援学校」という。）における短期的な過密解消等の課題解決にもつながる。
- ・ 特別支援学校が地域支援を行う上での学校のサテライトとして、また、子ども増への対応として、さらには子どもの通学の利便性の向上から、分校・分教室の設置について検討することが必要である。
- ・ 特別支援学校の新設については、地域の学校に通学させたいという保護者の本来の願いと、「地域に根ざした教育」からすれば、躊躇<sup>ちゆうちよ</sup>があり、慎重を要する。ただし、在籍者数が増加し続けることにより、現状以上に過密化することや学校規模が拡大されることは好ましくないことから、施設に物理的な限界がある場合は新設も否定するものではないが、その場合も、地域に根ざしたものとなるような工夫が必要である。
- ・ 医療的ケアを必要とする子どもの教育についても、「地域に根ざした教育」を基本とすべきであり、本人・保護者の願いを尊重することには変わりはない。ただし、子どもの状態により、まず“命を守る”ことを優先させるべき場合には、病院が併設されるなど、教育と医療が連携し環境が整った学校への就学が第一と考える。

### Ⅲ 特別支援学校の在り方

前述の「特別支援学校の役割と位置付け」を踏まえ、地域に根ざした学校としていくための段階的な取組を以下のとおり提言する。

#### 1 複数の障害種に対応（複数の障害種を併置）した学校

できるだけ居住地の近くで教育を受けられるようにするためには、複数の障害種を併置した学校になることは必然の流れである。また、本人・保護者が希望すれば、学校が可能な限り複数の障害種に対応していく努力をしなければならない。

なお、複数の障害種の併置を考える際にも、それぞれの障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し自立を図るための教育の専門性が担保されるべきであり、施設等の条件整備も必要である。

##### (1) 肢体不自由教育と病弱教育の併置（以下「肢・病併置」という。）について

これまで病弱教育は、長期入院中の慢性疾患を抱える子どもに教育を保障してきた。しかし今、医療技術の進歩とともに病弱教育が果たす一定の役割は終えたと考える。

一方、肢体不自由教育においては、肢体不自由者における医療的ケアはより一層必要性を増す状況にあることから、これまでの病弱教育の専門性を肢体不自由教育の中で生かすことは有意義であり、肢・病併置は妥当である。その際、医療的ケアを必要とする子どもに対して、医療的ケア又は緊急時の医療的な対応が迅速かつ確実に実施されるように配慮をすべきである。特に学校が、院内又は病院に併設され、しかも診療科に小児科が設置されていることが望ましく、小児科専門の医療体制が確保され、子どもが安心して学習できる環境の創造に努めなければならない。

##### [肢・病併置を実施する上での具体的な提言]

奈良東養護学校病弱教育部門（以下「奈良東病弱教育部門」という。）と奈良養護学校の専門性を共有化することが望ましい。

##### (2) 知的障害教育と肢体不自由教育の併置（以下「知・肢併置」という。）について

知・肢併置により知的障害若しくは肢体不自由の子どもたちが、近くの学校に通学できるという利便性を高めることができる。

また、知的障害者である子どもが著しく増加する一方、肢体不自由者である子どもが微増の状況の中で、知・肢併置をする学校が、全国的に増えてきている。本県においても、同様の傾向を示していることから、知的障害教育と肢体不自由教育に対応す

る特別支援学校については検討に値する。

ただし、クラス編制や教員の配置等の工夫を通して異なる障害種に対する一定の配慮はなされるべきである。

#### **[知・肢併置を実施する上での具体的な提言]**

北和地域では、知的障害特別支援学校と肢体不自由者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校（以下「肢体不自由特別支援学校」という。）は近隣に位置していることから、併置を急ぐことの利点はない。一方、中南和地域では、各学校が点在していることから、それぞれ併置に向けた検討をすべきである。なお、西和地域では、肢体不自由特別支援学校が設置されていないため、肢体不自由及び知的障害と肢体不自由の重複の子どもが地域で教育が受けられる知・肢併置校が早急に必要である。

### **(3) 視覚障害教育若しくは聴覚障害教育と、知的障害教育の併置**

盲学校及びろう学校、それぞれの専門性を大切にしなければならないことはいまでもないが、視覚障害若しくは聴覚障害と知的障害を併せ有する場合は、それぞれの障害の程度や状態に応じた教育を提供するよう慎重に吟味する必要がある。特に、知的障害教育の観点を含め、今以上に取り入れる必要があり、その延長上で、知的障害教育の併置を視野に入れた検討がなされるべきである。

## **2 通学区域の見直しを図ること**

複数の障害種に対応した学校となるためには、通学区域の見直しも必要であり、短期的には知的障害特別支援学校の過密解消のひとつの手段にもなり得る。

### **(1) 知的障害特別支援学校の通学区域について**

知的障害特別支援学校の過密解消の一方策として、通学区域の変更を検討すべきである。しかし、この変更だけで全ての解決を試みることは、困難が多く、この点からも障害種別を超えた検討が必要である。

#### **[知的障害特別支援学校の通学区域の見直しを実施する上での具体的な提言]**

- ・ 奈良西養護学校と奈良東養護学校の在籍者の動向を見極めつつ、通学区域を検討すべきである。特に、両校に隣接する県立登美学園の入所生の通学先については、柔軟な対応を含めた検討が必要である。
- ・ 高等養護学校及び奈良東養護学校高等養護部においては、就労支援に向けた特色ある学校づくりがそれぞれ必要である。そのためには、生徒が両校の特色に応じて望む方に通学できるようにするためにも、校区を廃止すべきである。

## (2) 訪問教育の担当区域（通学区域）の変更について

現在、施設訪問教育（対象施設：奈良医療センター、重症心身障害施設バルツァ・ゴードル）は奈良東養護学校が、在宅訪問教育は明日香養護学校が県内全域をそれぞれ担当している。在宅訪問教育については、教員の移動時間を減らすとともにスクーリング等がしやすくなるよう、担当する拠点校を増やす方向で検討すべきである。また、施設訪問教育の担当拠点の在り方については、小・中学校の特別支援学級として病院内に設置されている院内学級等との関連と併せて考える必要がある。

## 3 分校・分教室を設置すること

「地域に根ざした教育」の実現と、特別支援学校の過密解消への段階的取組として、分校・分教室構想を提言する。

### (1) 障害のある子どもが地域で学ぶことを促進するために

専門的な教育をより近くで受けることができるようにすることが必要である。

そのための方策として、特別支援学校ができることは、まず、障害種別を超えた学校とすることである。しかし、現行の特別支援学校の配置からすると、それだけでは限界がある。そこで、分校・分教室の設置が考えられるが、その際、一定の学習集団を形成できることとともに、教員の専門性についても担保できるよう留意すべきである。

地域に密着した分校・分教室を設置することは、特別支援学校のセンター的機能を更に発揮しやすくなると考える。

#### [地域化に向けた具体的な提言]

- ・ 分校・分教室構想を進めるために、設置地域の選定や運営の在り方等について、今後、具体的に検討すべきである。そのために、分校・分教室設置による地域化モデル事業を推進していくべきである。
- ・ 分校・分教室設置による地域化及び校区の小規模化を進めるべきである。その結果、スクールバス通学に伴う諸課題も改善され、通学時間の短縮をはじめ、放課後のクラブ活動の機会が増えたり、地域の学校の子どもと一緒に登下校することになったりして、特別支援学校がより地域に根ざすことになる。
- ・ 特別支援学校と地域の小・中学校等との協働関係を構築し、お互いの専門性の向上を目的とした知識・技術及び情報の活発な交換を行い、双方における教育力の向上を図るべきである。
- ・ 子どもがどの病院に入院しても学習空白を作ることなく教育を受けることができるように、院内学級の在り方を検討すべきである。その際、病弱養護学校の分校・分教室としての設置も併せて検討する必要がある。

## (2) 知的障害特別支援学校の過密解消に向けた段階的取組として

義務教育段階で地域の学校に在籍していた、支援が必要な子どもは、中学校卒業後、特別支援学校高等部に集中する現状を踏まえ、高等部における過密解消に取り組まなければならない。

### [過密解消に向けた具体的な提言]

- ・ 知的障害特別支援学校高等部における過密解消を図るために、高等養護学校及び奈良東養護学校高等養護部の募集人員を増やすことを検討すべきである。その際、高等学校に両校の分校・分教室を設置することも考えられる。  
なお、特別支援学校及び高等学校のそれぞれにおいて、入学対象者の適性を整理するとともに、高等学校において生徒一人一人の教育的ニーズに応えられるよう特別支援教育の一層の充実を図る取組も必要である。
- ・ 高等学校に分校・分教室を設置することを検討すべきである。そのことにより、高等学校における特別支援教育の質の向上が期待できる。特に、就労支援に関することは特別支援学校に蓄積されたノウハウを活用しやすくなり、職業教育の充実につながる。また、特別支援学校にとっても、交流及び共同学習が進めやすくなり、高等学校における専門教育の指導の内容・方法を取り入れることができる。
- ・ 喫緊の対応策として、高等学校の空き校舎を活用した分校・分教室の設置も検討すべきである。

## 4 その他の諸課題

特別支援学校の在り方に関して、その他審議した、参考となる事項を以下に列挙する。

### (1) 子ども自身が地域とつながること

特別支援学校が、設置されている地域に根ざすという視点だけでなく、一人一人の子どもが、居住する地域や通学する地域とつながっていくという視点を大切にすべきである。

例えば、それぞれの地域の社会体験活動等への参加をもっと積極的に促したり、自力通学や部分的な自力通学を積極的に促進することにより、地域の人々とのつながりを増やしたりすることが必要である。特に、通学方法については、過剰な支援が逆に子どもの成長を妨げていないか、自力通学ができる子どもとそうでない子どもを的確に見極めているかなど、スクールバスの運行の在り方も含めて検証すべきである。

特に、高等部の生徒については、卒業後の自立と社会参加をイメージして、より積極的な取組が望まれる。

## (2) 訪問教育に一層の地域性を持たせること

訪問教育の拠点校の見直しを進める一方、より地域に根ざしたものとするため、全ての特別支援学校で訪問教育を行うことについても検討すべきである。

ただし、子どもの状態に即した柔軟な指導の一形態とみることができるかなど教育課程との整合性について研究するとともに、重症心身障害児を対象とした訪問教育の専門性の維持・向上とも関連させて検討する必要がある。

## (3) 高等養護学校及び奈良東養護学校高等養護部とその他の知的障害高等部の在り方

高等養護学校及び奈良東養護学校高等養護部には一般就労を目指すための教育課程を、その他の知的障害特別支援学校高等部には就労とともに生活自立を目指すための教育課程をそれぞれ設け、特色化を図ることが望ましい。両者は、障害の程度の差ではなく、卒業後の生活スタイルに照らして区別されるべきである。

特に、産業科設置の意義と実績を踏まえ、これまで以上に、生徒の自立と社会参加のために就労支援に焦点を当てたものとするべきである。ただし、生徒の実態に応じた就労が可能となるよう、柔軟で多様な就労形態を併せて探る必要がある。

なお、職業教育は、人格の完成を目指す教育（全人教育）と対立するものではなく、現場実習・職業訓練等を通して生徒の人格の完成を目指すものであり、今後、更に充実させる必要がある。

## IV 関係機関（保健、医療、福祉及び労働等）との一層緊密な連携

特別支援教育を地域の中で効果的に進めていくには、教育の分野だけで改善を図るのではなく、医療、福祉といった関係機関との連携を図る中で、地域資源（人的資源、物的資源）の活用にも一層力を入れ、長期的な視点に立って様々な分野から総合的に対応すべきである。

教育と関係機関との連携は、従前より「個別の教育支援計画」の作成等を介して、図られてきたところである。例えば、就学時には、保健センター及び療育教室等との相談・連携、訪問教育や医療的ケアの実施については、病院等との連携、また、学校教育の前提となる生活基盤としての児童福祉施設との連携、さらに進路に関しては、就労支援センターや福祉事務所と協働した就労支援等が挙げられる。

学校教育の期間は、子どもの人生の中ではわずかな期間に過ぎないことを考えれば、これまでの実績を踏まえつつ、卒業後を見通し、関係機関との一層緊密で継続した連携を構築していくべきである。

### 1 自立と社会参加（就労）に向けた支援

#### (1) 関係機関との連携を図り、教育内容の充実に努めること

学校教育において、勤労観や職業観を育成するキャリア教育が益々重視される中で、地域の社会的資源を積極的に活用するなどして、子どもの自立と社会参加に向けた資質を育てる教育内容の充実に努めることが大切である。

また、余暇活動を大切にすることも、障害のある子どもの豊かな社会参加の重要な要素であることから、こうした指導を進めるに当たっても関係機関の協力を得ることは大変効果的である。

#### (2) 能力開発校、就労移行支援事業所との連携について

職業教育では、在学中から自己の職業適性を認識させたり、専門的な知識・技能を習得させることが大切である。特に、発達障害を含む障害のある生徒の場合は、特別支援学校や高等学校等の区別なく、「個別の教育支援計画」の作成・活用を通して、福祉及び労働等の関係機関との連携を進めることが大切である。

また、大学卒業後、社会性等の問題が顕在化し職業生活の継続が困難になる事例もあることから、卒業後においても、能力開発校や就労移行支援事業所等の関係機関との連携を図り、引き続いて就業に向けての支援を行っていくことが必要である。



## 2 訪問教育、医療的ケアにおける医療、保健機関等との連携

### (1) 訪問教育の延長上（訪問教育修了後）を考えること

訪問教育対象の重篤な子どもの実態を考えたとき、学齢期間の教育の在り方はもとより、卒業後の医療、保健及び福祉等の支援が適切かつ確実に行われるよう緊密な連携を講ずるべきである。

### (2) 重度・重複障害のある子どもに係る医療との連携について

子どもの重度・重複化への対応として、校内においては学校医等を含めた、関係教職員によって検討する機会を設けたり、必要に応じて専門の医師、作業療法士や理学療法士、言語聴覚士等の専門家を活用するシステムを考えることも必要である。

また、特別支援学校における医療的ケアを円滑かつ安全に実施するために、看護師を常に安定して確保できる看護師派遣制度の確立が急務である。

さらに、緊急時には小児科医との迅速な連携を図ることができるよう、例えば、北部は県立奈良病院、中部は奈良県総合リハビリテーションセンター、南部は県立医科大学附属病院との緊密な連携を図ることができる学校を設置するよう努めるべきである。

## 3 福祉等との連携

### (1) 教育現場を支えるための幅広い人的資源の活用

学校に配置される教職員等の人材については、教育委員会だけで対応するのではなく、医療、福祉等の関係機関と連携する中で、看護師、ヘルパー及びボランティア等の幅広い人材の活用を推進していくべきである。

### (2) 児童福祉施設との連携

特別支援教育では、障害の種別を超えて、より地域化する方向で議論が進められているが、このことは、児童福祉施設の有り様とも深く関連する。教育、福祉の県有財産の有効活用の視点からも検討する必要があると思われる。

## V 就学指導の在り方

### 1 就学指導における現状と課題

現行法上、障害のある子どもの就学先については、その障害の程度が就学基準（学校教育法施行令第22条の3）に該当する場合は、市町村教育委員会において保護者及び障害のある児童生徒等の就学に関する専門的知識を有する者の意見を聴いた上で、特別支援学校への就学を、障害の程度が就学基準に該当していない場合には、小学校又は中学校への就学を決定することとなっている。

また、障害の程度が就学基準に該当する場合であっても、小学校又は中学校において適切な教育を受けることができる特別の事情があると市町村教育委員会が認める場合は、就学基準に該当する障害のある者を認定就学者として就学させることができる。

国では、平成21年2月12日に「特別支援教育の推進に関する調査研究協力者会議」の「特別支援教育の更なる充実に向けて(審議の中間とりまとめ)」において、就学指導の在り方として「必要な教育的ニーズ、保護者や専門家の意見、就学先の学校における教育や支援の内容等を総合的に判断して決定する仕組みとする。」こと、また「制度としては義務教育を実施する責任を有する教育委員会が決定する。」こと、「就学後も継続的な就学相談・指導を行う。」こと等の改正イメージが示された。

一方、県内の各市町村における就学指導の実情をみると、ただ保護者の思いを受け止めるだけにとどまり、市町村教育委員会として適切な指導ができていなかったり、教育内容・方法など総合的な情報提供ができていなかったりと、保護者とのコミュニケーションが不十分で、共通理解を図るところまでに至っていない場合もある。

また、各市町村によって、実情が大きく異なるため、就学指導委員会の構成メンバーや専門性においても地域差が大きい。特別支援学校の特別支援教育コーディネーター指導者や保健センターの保健師が入ることで、よりよい就学相談が進んでいる地域もある。

就学指導委員には行き先を決める相談だけではなく、就学相談を通じて保護者との信頼関係を築きながら、保護者と願いや課題を共有して、その子どもにとって必要な支援内容や方法等について具体的な示唆ができる専門性が求められる。さらに、就学予定(希望)先の学校見学の時期や手順等の就学指導に関する情報発信も確実に行うなど丁寧な説明と対応が求められている。

こうした諸課題を踏まえつつ、一人一人の教育的ニーズに応じて、適切な指導と必要な支援を行うという特別支援教育の理念に基づき、今一度、子どもを中心に据えた適正な就学のために、本県の就学指導を見直す時期が来ていると思われる。

## 2 「就学指導のガイドライン」の策定に向けて

就学指導は、本人・保護者、学校、教育委員会の三者が協働関係の中で進めることが大切である。そのため、就学指導に関する原理原則を示したものを三者で共有し、共通理解をしておくことは大変重要である。こうした趣旨に基づき、策定される「就学指導のガイドライン」に盛り込むべき内容について、本検討委員会として以下のとおり審議し、とりまとめた。

- 本ガイドラインを策定するに当たっては、次の(1)～(5)の内容を柱にすること。
  - ・ 基本的な考え方の明示
  - ・ 相談のはじまりと連携の在り方
  - ・ 就学指導の基準と規準
  - ・ 就学指導委員会の役割と就学指導委員の専門性
  - ・ 相談の中で大切にしたい視点

### (1) 基本的な考え方の明示

就学指導とは、単に就学先を決定するのではなく、子どもを中心に据えた就学のための「相談」であるべきと考える。ただ、限られた時間の中で「学びの場」を決定しなければならない制約があるため、就学指導に対する責任と権限をもつ教育委員会の指導性は、発揮されなければならない。その際決定される「学びの場」は、必ずしも特別支援学校や特別支援学級を固定的に指すだけではなく、様々な指導上の形態を含めた教育の場であると広義に捉えている。

また、保護者と共通理解できることが最善であるが、「相談」を尽くしても、保護者の希望と教育委員会との判断が異なる場合には、一旦、保護者の意向を受け入れ、「経過観察」とすることも必要な方策といえるかもしれない。ただし、この措置は、結論を単に先延ばしにすることではなく、この間、「合理的配慮」の趣旨を踏まえ、適切な指導と必要な支援が行われ、かつ成果が認められるかなどの検討を継続させることを意味する。

### (2) 相談のはじまりと連携の在り方

「就学相談」は、就学直前から始めるものではなく、乳幼児期からの様々な相談の延長上にある。特に、子どもの障害について今まで教育相談等において明確な指摘を受けることがなかった保護者にとっても、気がかりなことがあれば、いつでも、どこでも、誰とでも、「相談」がスタートできるような仕組みが必要である。

併せて、心がけたいことは、一人でかかえこむことなく、誰かに任せきりにならないこと。相談者に寄り添う人は、皆それぞれの分野における専門家であり、各分野の

専門的な視点で積極的に相談に関わることの意義を踏まえ、関係機関が連携すること、さらに必要に応じて適切な機関へつなぎ、「相談」が当然の流れとして、有意義に広がることが望ましい。特に、保健センターの果たす役割は大きく、「相談」の仕組みを含めて、本ガイドラインで示そうとする内容について十分共有しておく必要がある。

なお、一連の相談で扱う個人情報については、その保護に努めることはもちろんのこと、関係者間の「集団守秘」と考えることも重要である。

なお、「相談」には、早期からの継続したものもあれば、就学後から始まる場合もある。就学指導という節目は確かに重要であるが、そのときの判断・決定は、絶対的で固定的なものではなく、ある程度の幅と柔軟性を持たせるものでなければならない。

### (3) 就学指導の基準と規準

国のインクルーシブ教育への流れがあるが、現行法上は、学校教育法施行令第22条の3で定める就学基準により「学びの場」が判断される。したがって、より適正な就学に向けての判断の目安となるような、きめ細やかな基準の設定について検討する必要がある。

また、子どもの実態の捉え方が偏ったものにならないように、適切に判断するためのいろいろな観点を盛り込むことが必要であり、実態把握のための規準も設定する必要がある。

いずれの場合も、保護者と共に子どもへの理解を深め、支援の道筋を示すことができるような確認のためのチェックシートがあることが望ましい。しかも、チェック項目が、できないことの羅列に終わるのではなく、“何ができるか”、“どうすればできるか”という視点で、保護者と相談員が支援の見通しについて確認できる内容になっていることが大切である。

さらに、シートの内容を「個別の教育支援計画」につなげられるように工夫することで、障害のある子どもの将来を視野に入れながら、早期から計画的に個々の教育的ニーズに応じた指導と支援を行うことができる。

### (4) 就学指導委員会の役割と就学指導委員の専門性

現在、就学指導委員会は全ての市町村に設置されているが、その運営状況は各地域により大きく異なる。それぞれの地域の実情や事例が異なるとはいえ、就学指導委員会の果たすべき役割や組織構成等、基本的な事項については、地域差があってはならない。そこで、就学指導の流れや就学指導委員会の組織構成について、基本的なモデルを示す必要がある。

就学指導の流れについては、就学指導全体を概観するための時間的な流れ（年間のスケジュール）と、それぞれの時期に行われる実際の相談場面を想定した流れの2つ

を示すことが有効である。これは、本人・保護者のみならず、学校や教育委員会も見通しをもって「相談」を進めることにも役立つからである。なお、調査員（相談員）等において、就学指導委員会の本会議とは別に、あるいは並行して、早期からの継続した相談を行っている事例を示すことが望ましい。

就学指導委員会の組織構成については、教育、医療及び福祉等の様々な分野の専門家や地域の有識者等でバランスよく構成された理想的なモデルを示すべきである。ただし、地域によっては専門家や有識者を十分に確保できない事情があることから、単独での設置が厳しい教育委員会は、就学指導の広域化を図り、共同で就学指導委員会を設置することも検討すべきである。

なお、就学指導委員会は、相談内容をまとめ「個別の教育支援計画（案）」を作成する。これは、その後の学校教育に引き継いでいくための原案であり、助言のまとめとして保護者に伝えることになる。このとき、就学先のみを伝えるのではなく、その結論に至った経過を丁寧に説明することが肝要である。また、この助言が本人・保護者の希望と大きく異なる場合は、相談を継続し、必要に応じて計画に修正を加えることが大切である。

#### (5) 相談の中で大切にしたい視点

相談の過程においては「かかえこまない、おしつけない」ことが何より大切である。関係機関はもとより、学校内や家庭内でも、一人で悩むことなく、いろいろな立場で、積極的に知恵を出し合うことが大切である。

また、「何ができないかではなく、何ができるか、どうすればできるか」という子どもの可能性を信じる視点を一貫して持ち続けることが重要で、そのために、まず、我が子のことを最もよく知る保護者の話を共感的に受け止め、子どもへの理解を深めていくことが大切である。

#### (6) その他の留意事項

保護者が子どもの就学先を考えると、学校の雰囲気や教育内容が子どもに合うのか、子どもがそれらをどのように受け止めるかは、気になる場所である。

しかし、保護者が個別に学校を訪れると、個別交渉のような厳しい出会いになってしまうことがある。このような“負の出会い”を避けるためにも、市町村教育委員会が中心となり、保護者や学校に対して学校見学の手続きや趣旨を伝えることが大切である。特に、地域住民も含めて誰でも気軽に参加できるオープンキャンパスのような機会があると、分け隔てのない“プラス思考の出会い”となると思われる。